行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	療養費の支給
根拠沒	去令及び条項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条第1項
所 管	部 課 名	市民健康部 保険年金課
	関係法令等及 び条項	
審	き、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。 ○被保険者の疾病・負傷の保険事故に対しては、保険医療等において一連の医療サービスの給付で行い、いわゆる給付を建前としている。したがって、現金給付である療の支給制度はあくまで療養の給付、特定療養費の支給でせなかった役割を補充するもので、被保険者に現物給付金給付との選択の自由を与えたものではない。	保険者は、療養の給付等を行うことが困難であると認めると き、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。
査		○被保険者の疾病・負傷の保険事故に対しては、保険医療機関 等において一連の医療サービスの給付で行い、いわゆる現物 給付を建前としている。したがって、現金給付である療養費
基		の支給制度はあくまで療養の給付、特定療養費の支給で果た せなかった役割を補充するもので、被保険者に現物給付と現
準		
	設定年月日	昭和34年4月1日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 1~3日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関日 (機関名)協議機関日 (機関名)処分機関1~3 日
	設定年月日	昭和34年4月1日 最終変更年月日
備	考	